

## ○明石市建築基準法施行細則

昭和53年4月1日規則第13号

### (趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の施行に関する必要な事項を定めるものとする。

### (確認の申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書及び敷地断面図（現況及び計画敷地）のほか、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 建築物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合にあつては、工場及び危険物調書（様式第1号）
- (2) 建築物にし尿浄化槽を設置する場合にあつては、し尿浄化槽に関する調書（様式第2号）
- (3) 建築物にエレベーター及びエスカレーター（法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。）、小荷物専用昇降機（法第12条第3項の規定により定期報告の対象となるものを除く。）、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）、排水、消火若しくは避雷の設備を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書
- (4) 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の17までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替しようとする場合にあつては、不適格建築物調書（様式第3号又は様式第4号）
- (5) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあつては、不適格特殊建築物調書（様式第5号）
- (6) 法第12条第1項の規定による報告の対象となる建築物（以下「定期報告対象建築物」という。）を建築しようとする場合（増築後又は用途の変更後の建築物が、定期報告対象建築物となる場合を含む。）にあつては、特定建築物等概要書（様式第5号の2）
- (7) 法第7条の3に規定する中間検査を必要とする建築物の場合にあつては、次に掲げるものとする。
  - ア 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
  - イ 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書
  - ウ 政令第46条第4項に規定する基準に従つた構造計算の計算書

2 省令第1条の3第1項の表に掲げる配置図には、敷地面積及び建築物の建築面積の計算並びに敷地の接する道路が法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けたものである場合においては、その指定年月日及び指定番号を付記するものとする。

### (省令第4条の8第1項第4号に規定する規則で定める書類)

第2条の2 省令第4条の8第1項第4号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書
- (3) 政令第46条第4項に規定する基準に従つた構造計算の計算書

### (垂直積雪量)

第2条の3 政令第86条第3項の規定により規則で定める数値は、30センチメートルとする。

### (公開による意見の聴取の請求)

第3条 法第9条第3項（法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合も含む。）又は法第9条第8項（法第10条第4項において準用する場合も含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によつて行わなければならない。

### (標識による公告)

第4条 市長は、法第9条第1項又は第10項の規定による命令をした場合においては、建築基準法による命令の公告標識（様式第6号）を設置するものとする。

### (特殊建築物等の定期報告)

第5条 法第12条第1項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）で市長が指定するもの（以下「市長指定建築物」という。）は、次の表の左欄に掲げる用途に供する特定建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当するもの（同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物（以下「政令指定建築物」という。）を除く。）とし、省令第5条第1項の規定により市長が定める当該市長指定建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	平成5年7月から同年10月まで及び平成5年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が500平方メートル以上のもの	
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第1第2項各号に掲げる用途（以下「高齢者等の就寝用途」という。）を除く。）	床面積の合計が300平方メートル以上のもの又は地階の床面積の合計若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者等の就寝用途	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成3年7月から同年10月まで及び平成3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
下宿、共同住宅又は寄宿舎（告示第1第2項第1号に該当する用途を除く。）	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	
学校	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は地階の床面積の合計若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	平成4年7月から同年10月まで及び平成4年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートル以上のもの	
事務所その他これに類するもの	地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	

	もの
--	----

- 2 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期（政令指定建築物に係るものに限る。）は、前項の表の左欄に掲げる用途に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。
- 3 省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 付近見取図
  - (2) 配置図
  - (3) 各階平面図

（建築設備等の定期報告）

第6条 法第12条第3項に規定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）で同項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により市長が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期報告対象建築物（下宿、共同住宅、寄宿舎、学校又は体育館の用途に供するものを除く。）に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち、政令第112条第21項に規定する特定防火設備で煙感知器と連動して自動的に閉鎖するもの（以下「防火ダンパー」という。）を設けたものに限る。）、排煙設備（法第35条の規定により設置する排煙設備のうち、政令第126条の3に規定する排煙機を設けたものに限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置のうち予備電源で内蔵蓄電池を用いたものを除く。）
  - (2) 市長指定建築物に設けた防火設備（防火ダンパーを除き、隨時閉鎖すること又は作動することができるものに限る。）
- 2 省令第6条第1項に規定する市長が定める報告の時期は、次の各号に定める期日とする。
- (1) 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、毎年1回、法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた月から1年を超えないものとする。
  - (2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるものにあつては、年2回、2月及び8月とする。ただし、これらのもののうち、使用期間が連續して6箇月以内のものにあつては、使用開始日の前月とする。
  - (3) 前項各号及び政令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等にあつては、毎年1回、7月から10月までとする。

（建築設備等の廃止、休止、復活届）

第7条 法第12条第3項の規定による報告に係る特定建築設備等の所有者は、当該特定建築設備等を廃止し、休止若しくは復活する場合においては、その旨を市長に届け出なければならない。

（建築主等の変更等）

第8条 建築主（工作物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者を含む。以下同じ。）は当該確認に係る工事が完了するまでの間に、確認済証に記載した建築主、代理人、工事監理者及び工事施工者の氏名又は住所を変更し、又は選定した場合においては、建築主等変更（選定）届（様式第11号）に確認済証を添えて建築主事に届け出なければならない。

（確認申請の取下げ等）

第9条 建築主は、建築物、工作物又は建築設備の確認申請を取り下げる場合又は確認を受けた工事を取りやめる場合においては、取下げ・取りやめ届（様式第12号）を建築主事に届け出なければならない。

2 前項に規定する工事を取りやめる場合にあつては、当該工事の確認済証を取下げ・取りやめ届に添付しなければならない。

（許可の申請の添付図書等）

第10条 省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のうち市長が指示するもの及び申請理由書のほか、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法第43条第2項第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
  - ア 空地部分及び対象敷地の権利関係書類
  - イ 周辺の道路配置状況図
- (2) 法第44条第1項第2号又は第4号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
  - ア 防火地域図

- イ 両側の建築物構造種別図
- (3) 法第47条ただし書の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 同一壁面線上の建築物の配置図
- イ 同一壁面線上の建築物用途別現況図
- (4) 法第48条第1項から第13項までのただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
- イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置及び作業工程を明示する図書
- ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものとする。以下この条において同じ。）
- エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下この条において同じ。）の建築物用途別現況図
- (5) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
- イ 用途地域図
- ウ 周辺の建築物用途別現況図
- (6) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号又は法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
- イ 周辺の道路配置状況図
- ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
- エ 周辺の建築物用途別現況図
- (7) 法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
- イ 地区計画等の内容を示す図書
- ウ 周辺の道路配置状況図
- エ 周辺の建築物用途別現況図
- (8) 法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による場合にあつては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
- イ 周辺の道路配置状況図
- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。  
(道路の位置の指定の申請)
- 第11条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定・取消し申請書（様式第13号）正副2通に省令第9条に規定する図面及び承諾書（様式第14号）を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
- 3 道路の位置の指定を受けようとする者は、容易に移動しない方法で、その道路の位置の標示をしなければならない。ただし、側溝その他により道路の境界が明らかな場合においてはこの限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請が行われた道路の築造計画が適正なものと認めたときは、指定道路築造承認通知書（様式第13号の2）により、当該申請者に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた者は、当該道路の築造が完了した場合は、工事完了届（様式第13号の3）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

6 市長は、前項の検査の結果、道路の築造を適正なものと認め、道路の位置の指定をしたときは、公告し、かつ当該申請書の副本に所要の記載をして当該申請者に通知するものとする。

(既に道路の位置の指定を受けた道路への接続)

第12条 前条第1項の申請を行う場合において、当該指定を受けようとする道路が既に道路の位置の指定を受けた道路に接続するものであるときは、指定道路接続承諾書（様式第14号の2）を添えて行わなければならない。

(指定の公告)

第13条 市長は、法第42条第1項第4号、同条第3項及び第4項に基づく指定又はその取消を行つた場合は、その旨を公告するものとする。

(道路の位置の指定の取消しの申請)

第14条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、第11条第1項に規定する申請書及び図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 市長は、道路の位置の指定を取消したときは、第11条第6項の規定を準用する。

(私道の変更又は廃止の承認申請)

第15条 私道（法第42条第1項第5号に規定する道を除く。以下同じ。）の変更又は廃止の承認を受けようとする者は、私道の変更・廃止承認申請書（様式第13号の4）正副2通に第11条第1項に規定する図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 市長は、私道の変更又は廃止の承認をしたときは、第11条第6項の規定を準用する。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第16条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地（前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地（前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）でその敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつその面積が500平方メートル以下のもの

(4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル（間隔が一定しない場合にあっては、その平均値とする。以下この条において同じ。）以下の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地（前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地（第3号及び第4号に規定する道路の間の敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上が、これらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの

(7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地でその面積がこれらの角又は間隔にかかる前各号に規定する面積の和以下のもの

(8) 公園、広場、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(認定の申請の添付図書等)

第17条 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書には、省令第1条の3に規定する図書のうち市長が指示するもののほか、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法第43条第2項第1号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 空地部分及び対象敷地の権利関係書類  
イ 周辺の道路配置状況図
- (2) 法第44条第1項第3号、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 用途地域図  
イ 地区計画等の内容を示す図書
- (3) 法第52条第6項第3号及び政令第137条の16第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 用途地域図  
イ 周辺の道路配置状況図  
ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面  
エ 周辺の建築物用途別現況図
- (4) 法第55条第2項の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 道路並びに敷地及び周辺の建築物の高さの関係を示した図面  
イ 周辺の建築物用途別現況図
- (5) 法第57条第1項の規定による場合にあつては、道路並びに敷地及び工作物の高さの関係を示した図面
- (6) 法第86条の6第2項の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 計画概要説明書  
イ 一団地の周囲の道路配置図  
ウ 建築物の平面及び高さを示す図面
- (7) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による場合にあつては、次に掲げる図書  
ア 公共団体の意見を記載した図書  
イ 計画道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。  
(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の緩和)

第18条 政令第135条の2第2項により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、同条第1項の規定にかかわらず、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請の添付図書)

第19条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する市長が定める図書は、計画概要説明書のほか、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による場合にあつては、第10条第1項第6号アからエまでに掲げるものとする。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。  
(認定又は許可の取消しの申請の添付図書)

第20条 省令第10条の21第1項第3号に規定する市長が定めるものは、申請理由書とする。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。  
(政令第32条第1項の規定に基づく区域指定)

第21条 政令第32条第1項の規定に基づき、市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、市の区域のうち、次の各号に掲げる区域を除く区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下同じ。）第2条第8号に規定する処理区域  
(2) 公共下水道管理者が下水道法第4条第1項の規定により定める事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号の処理区域に予定されている区域  
(政令第136条第3項ただし書の規定に基づく地域及び敷地面積の規模)

第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域については1,000平方メートル以上、近隣商業地域及び商業地域については500平方メートル以上とする。

(道路高さ制限に係る後退距離の算定の特例)

第23条 政令第130条の12第5号の規定により規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる

渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、これらの施設の利用者の通行の危険を防止するために必要なもの
- (2) 建築物の地上 5 階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多人数の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

(委任)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

